

下管第37号 中部処理区合流改善調整池築造工事 質疑一覧

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000001	2018/12/20	2018/12/25	<p>1. 入札説明書 2.入札参加資格(2)特定共同企業体の構成員の資格条件 キ 特定共同企業体の第2位構成員の(工)配置予定技術者の実績条件として「施工した期間の全ての期間を監理技術者、主任技術者として従事」とありますが「現場代理人」として従事した実績は認められますでしょうか？</p> <p>2. 入札説明書 2.入札参加資格(2)特定共同企業体の構成員の資格条件 キ 特定共同企業体の第2位構成員の企業および技術者に求められている実績「下水道土木一式工事」とはコリンズにおける「公共事業の分野」が「下水道」にて登録している工事でしょうか？ 違う場合は求めている実績内容の詳細をご教示願います。</p> <p>3. 入札参加申請書類 配置予定技術者調書【第3号様式その2】を複数枚提出することにより、複数の候補技術者を配置予定技術者とする事は可能でしょうか？ 可能な場合は制限人数はありますか？</p>	<p>1. キ 特定共同企業体の第2位構成員の(工)配置予定技術者の実績条件として「現場代理人」として従事した実績は認められません。</p> <p>2. コリンズにおける「公共事業の分野」が「下水道」にて登録している工事であれば認められます。</p> <p>3. 複数の候補技術者を配置予定技術者とする事は可能です。 人数に制限はありません。</p>
000002	2018/12/21	2016/12/25	<p>入札説明書 2-(2)-カー(ウ) 元請実績の共同企業体の代表者として工事実績について 共同企業体の代表者として出資比率を乗じた請負金額が、10億以上に満たされない場合でも実績として認められますか。</p>	<p>認められます。</p>
000003	2018/12/25	2018/12/25	<p>一般競争入札参加申請書の添付書類「施工実績調書(第2号様式その2)」及び「配置予定技術者調書(第3号様式その2)」について、第3位構成員・第4位構成員は工事実績を求められていない為、工事記載欄に工事実績を記載しなくてよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしいです。</p>
000004	2018/12/26	2019/1/4	<p>施工第21号内訳表 ホンパ運転電力料金の数量について、端数処理の方法をご教示願います。</p>	<p>電気料金(常時)欄の計算式の結果、小数点第1位まで算出しております。</p>
000005	2018/12/26	2019/1/4	<p>「工程表」及び、「施工手順」について、開示をお願いできますか。</p>	<p>工程表等は添付していませんが、積算上必要な条件については、積算書をご確認ください。</p>
000006	2018/12/27	2018/12/28	<p>吐水槽や吸水槽(鉄筋コンクリート造の水槽構造物)を含む排水機場の新設の土木工事は、施工実績として認められますでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>認められます。</p>
000007	2018/12/28	2019/1/4	<p>1. 入札説明書 2.入札参加資格(2)特定共同企業体の構成員の資格条件 キ 特定共同企業体の第2位構成員(工)技術者に求められている実績「『施工した期間』の全ての期間に従事した」とありますが、実施工程表にて工事準備期間を除く本工事に従事している事が分かれば実績として認められますでしょうか？</p> <p>2. 配置予定技術者の現在従事工事(主任技術者として従事)の工期が3月中旬となっておりますが、本工事開札日(平成31年2月13日)には従事工事が工期内竣工を予定している場合、本工事への申請は認められますでしょうか？</p>	<p>1. 認められません。 準備期間も含み、工期の始期から終期まで従事したことが分かる証明が必要です。</p> <p>2. 入札説明書2(2)コに記載のとおり、「本件工事の入札参加資格確認申請書の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日時点で本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うもの」とします。</p> <p>なお、平成28年度特定調達案件の経過を参考までに下記に記載します。 ※坂井輪排水区坂井輪雨水1号幹線下水道工事 開札日：平成29年2月13日 落札決定日：平成29年3月7日 契約日：平成29年3月9日</p> <p>契約日については、落札決定日の翌日から起算して10日以内の間で落札者が指定した日となります。(新潟市契約規則第30条第1項)</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000008	2018/12/28	2019/1/8	<p>1. 本体築造工／躯体工／鉄筋について 機械式継手は、物価資料により材料費のみ計上されていますが、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>2. 本体築造工／躯体工／クレーン賃料について 移動式クレーン作業料金は物価資料により計上されていますが、クロークレーンは燃料費は含まれていません。燃料品付いては設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>3. 本体築造工／伸縮継手工について 伸縮継手工は止水板のみの計上で、詳細図に記載されている目地材及び目地充填材が計上されていません。目地材及び目地充填材は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>4. 本体築造工／伸縮継手工／止水板について 止水板価格は、見積により計上されていますが、見積価格は材工価格でしょうか、それとも材料価格でしょうか。材料価格の場合、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>5. 本体築造工／蓋工／マンホール蓋について マンホール蓋は、物価資料により材料費のみ計上されていますが、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>6. 本体築造工／角落し工／角落し受枠について 角落し受枠価格は、見積により計上されていますが、見積価格は材工価格でしょうか、それとも材料価格でしょうか。材料価格の場合、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>7. 本体築造工／付属物工／足掛金物について マンホール用足掛金物は、積算資料により材料費のみ計上されていますが、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>8. 本体築造工／付属物工／足掛金物について 落とし込み式取手価格は、見積により計上されていますが、見積価格は材工価格でしょうか、それとも材料価格でしょうか。材料価格の場合、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>1. 材料費で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>2. 受注後協議対象とします。</p> <p>3. 目地材及び、目地充填材は別途工事で計上予定としております。</p> <p>4. 材料価格で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>5. 材料費で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>6. 材料価格で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>7. 材料費で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>8. 材料価格で積算しております。受注後協議対象とします。</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000009	2018/12/28	2019/1/8	<p>9. 本体築造工／付属物工／ノンスリップについて ノンスリップ磁器質タイル価格は、見積により計上されていますが、見積価格は材工価格でしょうか、それとも材料価格でしょうか。材料価格の場合、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>10. 本体築造工／付属物工／埋込管について 埋込管価格は、見積により計上されていますが、見積価格は材工価格でしょうか、それとも材料価格でしょうか。材料価格の場合、施工費は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>11. 役務費／電力基本料金について 電力基本料金の設備容量が記載されていますが、設備容量＝契約電力量と考えてよいでしょうか。</p> <p>12. 仮設工／交通管理工 交通誘導員の配置位置、配置時期等をご教示下さい。また、交通誘導員は実数精算と考えてよいでしょうか。</p> <p>13. 本体作業土工 埋戻、盛土用の掘削土の運搬、仮置きは設計変更対象と考えてよいでしょうか？また、仮置き場所はどこを想定しているのかご教示下さい。</p> <p>14. 本体作業土工 図中に示されている柱状図ではN値が2程度となっています。掘削時の重機類のトラヒカビリティを確保するための対策費(敷鉄板等)は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>15. 本体仮設工／仮設鋼矢板 ウォータージェットで使用する水の供給はどのようにお考えでしょうか、ご教示下さい。供給設備、水道料金等は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>16. 本体仮設工／仮設鋼矢板 ウォータージェットで使用する水の排水処理先、排水処理方法をご教示下さい。排水処理は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>9.材料価格で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>10.材料価格で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>11.設備容量を最大契約電力、設備期間を需要契約期間として積算しております。</p> <p>12.躯体コンクリート打設に要する施工日数を基に、場内出入口の配置を想定し人数を積算しております。なお、設計図書と現場条件が乖離した場合について、契約約款に基づき対応いたします。</p> <p>13.運搬、仮置きの詳細は受注後協議対象とします。また、仮置き場所は場内を想定しております。</p> <p>14.受注後協議対象とします。</p> <p>15.受注後協議対象とします。</p> <p>16.受注後協議対象とします。</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000010	2018/12/28	2019/1/8	<p>17. 本体仮設工／仮設鋼矢板 パイプ工法による打設引抜となっており特定建設作業に該当すると思われます。処理場内の施設、及び、周辺建物等の家屋調査(事前、事後)を行う場合は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>18. 本体仮設工／仮設鋼矢板 パイプ工法による打設引抜となっており特定建設作業に該当すると思われます。騒音振動対策が必要となる場合は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>19. 本体仮設工／水替工 水替え時の排水は濁水処理をせずそのまま直接排水することでよろしいでしょうか？また、排水処理先をご教示下さい。</p> <p>20. 本体仮設工／地下水低下工 水替え時の排水は濁水処理をせずそのまま直接排水することでよろしいでしょうか？また、排水処理先をご教示下さい。</p> <p>21. 本体築造工／既成杭工 中掘で発生する残土の処理費用(積込、運搬、仮置、残土処分、セメント混り土の場合は産廃処理費用、等)は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>22. 本体築造工／既成杭工 図中に示されている柱状図ではN値が2程度となっています。杭打ち機の転倒防止に係る対策費(敷鉄板、地盤改良等)は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>23. 本体築造工／躯体工・コンクリート工 コンクリートポンプ車から作業範囲30mを超える範囲は、圧送管組立、撤去費用は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>24. 本体築造工／クレーン賃料 クローラークレーン(100t吊)が4台月計上されていますが、使用を想定している工種、設置位置、期間をご教示ください。</p>	<p>17.受注後協議対象とします。</p> <p>18.受注後協議対象とします。</p> <p>19.受注後協議対象とします。</p> <p>20.受注後協議対象とします。</p> <p>21.受注後協議対象とします。</p> <p>22.受注後協議対象とします。</p> <p>23.受注後協議対象とします。</p> <p>24.池部底版～上部スラブ築造の期間を想定し積算しております。</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000011	2018/12/28	2019/1/8	<p>25. 本体築造工／クレーン賃料 クローラークレーン(100t吊)の履帯幅は概ね6mを超えます。工事用道路の幅は4mと図示されていますが、クレーン設置に必要な工事用道路の設置は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>26. 場内伐採工／伐採工 チェーンソー伐採する支障木の伐開、除根費用は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>27. 1次掘削断面図(1)、他 1次掘削断面図にヒューム管φ600が記載されています。ヒューム管の仮廻し、撤去、復旧等の費用は設計変更対象と考えてよいでしょうか？また、この他に支障となる架空線、埋設物等がありますでしょうか。あるようでしたら、図面、数量、仕様をご教示下さい。</p> <p>28. 処理場内へ立入、現地の確認は可能でしょうか。</p> <p>29. 作業日(休日)、作業時間等の制限があればご教示下さい。</p> <p>30. 処理場内で、資材置場、仮設事務所等の用地として使用可能な場所がありましたら、位置・広さをご教示下さい。また、処理場内の用地使用は無償と考えてよいでしょうか。</p> <p>31. 処理場内で、工事用水として使用可能な給水設備はございますでしょうか？ある場合は場所、使用料をご教示下さい。</p> <p>32. 工事個所への一般道からの進入路、処理場内の使用可能な道路をご教示下さい。また、杭打機等の大型重機等の輸送(搬入、搬出)に仮設工事用道路の整備が必要となる場合は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>33. 冬季、除雪が必要となる場合は設計変更対象と考えてよいでしょうか。</p>	<p>25. 受注後協議対象とします。</p> <p>26. 受注後協議対象とします。</p> <p>27. ヒューム管の撤去、復旧等については、受注後協議対象とします。また、その他の支障物に関しては、受注後情報提供いたします。</p> <p>28. 受注後にお願いします。</p> <p>29. 受注後協議対象とします。</p> <p>30. 受注後協議対象とします。</p> <p>31. 受注後協議対象とします。</p> <p>32. 進入路、場内道路等の通行については、受注後指示します。仮設工事用道路の整備等については、受注後協議対象とします。</p> <p>33. 受注後協議対象とします。</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000012	2019/1/8	2019/1/11	<p>1.本工事費内訳表 費目・工種・施工名称・管理費区分の欄に、『見積〇〇円』と記載されている単価は、本工事の積算で採用されている単価と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2.本工事費内訳表 費目・工種・施工名称・管理費区分の欄に、『見積〇〇円』と記載されている単価は、単当たりの単価と考えてよろしいでしょうか。 例えば、合成木材角落し受枠底部敷金物見積37000円は、37,000円/mでよろしいでしょうか。</p> <p>3.施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転 施工内訳表の余白に『積算基準共通工準用動力は商用電源』と記載されており1日当り内訳表に電力料金が計上されていますが、工事用水中ポンプ運転SWK250400の内訳にはポンプ賃料を1.1日/日当りで計上し、それ以外は計上されていないと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4.施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転 1日当り内訳表の各種数量は以下の通りでよろしいでしょうか。 特殊作業員:0.17人 工事用水中ポンプ運転:1日 電力料金(常時):105.6kWh</p> <p>5.施工 第0-0025号内訳表 簡易ウェルポイント運転工 施工内訳表の余白に『常時排水 商用電源』と記載されていますが、電力料金はどちらで計上されているのでしょうか。</p> <p>6.施工 第0-0025号内訳表 簡易ウェルポイント運転工 小型うず巻ポンプ(呼水式片吸込形)の名称・規格欄に、『単価522円/台・日』と記載されていますが、小型うず巻ポンプが3台・日×522円で計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1.よろしいです。なお、新潟市ホームページの「入札に係る公告及び通知における積算単価・歩掛の公表について」でお知らせしているので、ご確認ください。</p> <p>2.よろしいです。単価です。</p> <p>3.施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転は、電力料金以外の内訳については、SWB252310のポンプ運転 排水量0以上40未満、常時排水の歩掛を準用しております。積算基準をご確認ください。</p> <p>4.施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転は、電力料金以外の内訳については、SWB252310のポンプ運転 排水量0以上40未満、常時排水の歩掛を準用しております。積算基準をご確認ください。 電力料金(常時)の数量は名称・規格欄に記載の計算式の結果、少数第1位まで算出しております。</p> <p>5.積算基準に記載のとおり、電力料は諸雑費に含まれております。</p> <p>6.よろしいです。</p> <p>7.24-8-25(20)高炉W/C≤55%の単価と同額で積算しております。</p>
000013	2019/1/8	2019/1/11	<p>1.施工 第0-0030号内訳表 コンクリート 上記質問に関係して、生コンクリートの単価は物価資料を採用されているのでしょうか。それとも新潟市土木工事等設計(公表)単価表を採用されているのでしょうか。</p> <p>2.施工 第0-0034号内訳表 コンクリート 生コンクリート18-12-25W/C≤60%の単価について、『修正 物価資料 生コンクリート18-8-25(20)高炉W/C≤60%と同額』と記載されていますが、これは18-8-25(20)高炉W/C≤60%の単価で計上されているという意味でしょうか。</p> <p>3.施工 第0-0065号内訳表 仮設材等の運搬 仮設材等の運賃料金は、片道分の単価で計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4.施工 第0-0067号内訳表 電力基本料金 電力基本料金の計算は、以下のとおりでよろしいでしょうか。 14.0kW×15ヶ月×低圧(常時)単価</p> <p>5.施工 第0-0067号内訳表 電力基本料金 上記質問に関係して、低圧(常時)の単価は力率割引(-10%)を考慮されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>6.数量算定内訳資料 入札参加者の見積に資する為に参考資料を開示頂いておりますが、このうち“工事内訳”に計上される数量の算定内訳資料を開示頂けないのでしょうか。</p>	<p>1.物価資料を採用しております。</p> <p>2.18-8-25(20)高炉W/C≤60%の単価と同額で積算しております。</p> <p>3.よろしいです。</p> <p>4.よろしいです。</p> <p>5. 積算基準に記載の力率割引を考慮した単価です。</p> <p>6.数量の算定内訳資料は添付していませんが、積算上必要な条件については、積算書をご確認ください。</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000014	2019/1/9	2019/1/16	<p>「13 調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約」において13(3)に特定共同企業体の代表構成員及び第2位構成員は、2(2)に定める技術者の要件と同一の要件(ただし、基準日は落札候補者決定日とし、技術者の要件として施工実績を上げている場合はこれを除く。)を満たす技術者を、資格確認を受けた技術者とは別に、施工現場に専任で1名配置しなければならない。この場合、――提出すること。との記載がありますが、別に配置する専任の技術者は2(2)の資格を有する技術者を配置しなければならないのでしょうか。又は1級土木施工管理技士等の国家資格を有し、土木工事に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している技術者の配置でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>調査基準価格未満の金額で入札を行った者との契約について資格確認を受けた技術者とは別に、施工現場に専任で1名配置しなければならない。 この場合について、別に配置する専任の技術者は、1級土木施工管理技士等の国家資格を有し、土木工事に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している技術者を配置すればよろしいです。</p>
000015	2019/1/15	2019/1/17	<p>1.本工事費内訳表 伐採工-伐採工 支障木伐採のみが計上されています。一方、準備費-木根等処分費産業廃棄物処分費では伐木(根有)が計上されています。 伐根に書かれる工事費はどちらで計上されているのでしょうか。</p> <p>2.本工事費内訳表 躯体工-クレーン賃料 100tクローラークレーンは4台月計上されています。 別途質問回答書(管理番号000010)では使用期間は池部底版～上部スラブとされています。約24,500m<sup>3</sup>の躯体を4カ月で施工することになりますが、どのような手法をお考えでしょうか。ご教示願います。</p> <p>3.本工事費内訳表 角落し工角落し受枠は計上されていますが、角落し、浮力防止用クサビ等が計上されていません。今回工事では不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1.除根は共通仮設費率に含まれるため、積み上げ計上しておりません。積算基準をご確認ください。</p> <p>2.池部底版～上部スラブの期間すべてではなく、積算上100tクローラークレーンが必要な期間を計上しております。</p> <p>3.角落し、浮力防止用クサビ等は別途工事で計上予定としております。</p>

管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000016	2019/1/16	2019/1/22	<p>1. コンクリートは、すべて一般養生で計画されていますが、一般養生で積算してよろしいでしょうか。</p> <p>2. コンクリートは、すべて一般養生で計画されていますが、一般養生でない場合は、設計変更と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. クローラークレーン(100t吊)の作業能力を超える作業については、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 法面の整形が記載されておりません。整形については設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 法面整形後の保護については、どのようにお考えでしょうか。保護については協議対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 施工内訳表の条件のとおり、積算してください。</p> <p>2. 設計図書と現場条件が乖離した場合については、契約約款に基づき対応いたします。</p> <p>3. 100tクローラークレーンの使用で施工可能と考え積算しております。また、設計図書と現場条件が乖離した場合については、契約約款に基づき対応いたします。</p> <p>4. 積算書のとおり積算してください。法面の形状等に関しては、受注後協議対象とします。</p> <p>5. 法面の形状等に関しては、受注後協議対象とします。</p>
000017	2019/1/23	2019/1/30	<p>1. 本体築造工において、型枠・支保工の解体後、搬出のために開口部までの水平移動が必要ですが、計上されておりません。設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 既製コンクリート杭工の施工内訳表から、実働日数は163日と考えられます。既製コンクリート杭工の施工機械であるクローラ式杭打機の重建設機械分解組立輸送は1回のみ計上されており、工程や施工上、複数台での施工となる場合、重建設機械分解組立輸送費は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 既製コンクリート杭工の施工に必要な、杭の吊込用クローラークレーンの重建設機械分解組立輸送費が計上されておりませんが、積算上計上する必要はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1. 施工に必要な費用は含まれていると考えておりますが、条件変更等が生じた場合は契約約款に基づき対応いたします。</p> <p>2. 受注後協議対象とします。</p> <p>3. 施工 第0-0063号内訳表 重建設機械分解組立輸送の2回の内、1回は杭打ち用のクローラークレーンに必要な費用として積算しております。</p>
000018	2019/1/23	2019/1/30	<p>1 失格基準価格について 失格基準価格は、円未満切り捨てと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2 施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転 工事用水中ポンプ運転 SWK250400 ポンプの規格は、『普通型(潜水ポンプ)口径150mm全揚程10m』で計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3 施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転 工事用水中ポンプは、賃料で計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4 質問回答 管理番号000012 番号5 施工 第0-0025号内訳表 簡易ウェルポイント運転工の電力料について、『積算基準に記載のとおり、電力料は諸雑費に含まれております。』と記載されていますが、これに該当する基準書の名称と頁番号をご教示下さい。</p>	<p>1. 入札公告8(5)のとおり円未満切捨てです。</p> <p>2. 施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転は、電力料金以外の内訳については、SWB252310のポンプ運転 排水量0以上40未満、常時排水の歩掛を準用しております。積算基準をご確認ください。</p> <p>3. 施工 第0-0021号内訳表 ポンプ運転は、電力料金以外の内訳については、SWB252310のポンプ運転 排水量0以上40未満、常時排水の歩掛を準用しております。積算基準をご確認ください。</p> <p>4. 積算書に記載のとおり、積算基準 下水道に記載してあります。内容をよく精査してから、ご質問ください。</p>



管理番号	投稿日時	回答日時	質問	回答
000019	2019/1/24	2019/1/30	<p>1 施工 第0-0027号内訳表 鋼管・既製コンクリート杭打ち φ900 9m            施工 第0-0028号内訳表 鋼管・既製コンクリート杭打ち φ900 8m            施工 第0-0029号内訳表 鋼管・既製コンクリート杭打ち φ900 7m            高強度プレストレストコンクリートJIS強化くいの材料費について、備考欄に物価資料と記載されていますが、物価資料の適用年版は平成30年11月版でよろしいでしょうか。</p> <p>2 施工 第0-0027号内訳表 鋼管・既製コンクリート杭打ち φ900 9m            施工 第0-0028号内訳表 鋼管・既製コンクリート杭打ち φ900 8m            施工 第0-0029号内訳表 鋼管・既製コンクリート杭打ち φ900 7m            高強度プレストレストコンクリートJIS強化くいの材料費について、備考欄に物価資料と記載されていますが、建設物価(高強度プレストレストコンクリートJIS強化くい)と積算資料(PHC強化杭)の二誌平均単価で計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1.よろしいです。なお、積算書の中にある「参考資料に関する説明事項」に記載してありますので、ご確認ください。</p> <p>2. よろしいです。なお、積算書の中にある「参考資料に関する説明事項」に記載してありますので、ご確認ください。</p>
000020	2019/1/24	2019/1/30	<p>1. 本体築造工&gt;躯体工&gt;鉄筋について:機械式継手は、材料費のみの計上でしょうか。施工費については別途変更と考えればよろしいでしょうか。</p> <p>2. 本体築造工&gt;既製杭工&gt;既製コンクリート杭について:鋼製・既製コンクリート杭打ちで残土処理が必要となった場合、別途変更と考えればよろしいでしょうか。(セメントミルク等の産業廃棄物が発生した場合も含む)</p> <p>3. 本体仮設工&gt;地下水低下工&gt;ウェルポイントについて:小型渦巻ポンプからの排水箇所まで配管が含まれてないと思われませんが、別途追加となるのでしょうか。</p> <p>4. 生コンクリート材料費について:材料単価が物価資料となっていますが、新潟生コンクリート協同組合の市場価格と相当な乖離がみられます。施工時において現状の開きがある場合、見積等の対応で変更は可能となるのでしょうか。</p>	<p>1.材料費で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>2.受注後協議対象とします。</p> <p>3.受注後協議対象とします。</p> <p>4.仮定の質疑には回答できません。</p>
000021	2019/1/24	2019/1/30	<p>1. 技術管理費/単位水量測定費が164回と計上されています。164回は、コンクリートの打設回数ということでよろしいでしょうか。            試験回数が増えた場合、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>1.躯体コンクリート打設時、150m3ごとに1回で計上しております。</p>
000022	2019/1/24	2019/1/30	<p>①本体築造工-躯体工に、移動式クレーン作業料金(月極)が計上されておりますが、燃料費が計上されておられません。引用先の物価資料には、移動式クレーン(クローラークレーン)月極の場合は燃料費を別途計上となっております。</p> <p>②本体築造工-躯体工-鉄筋-機械式接手にはEGジョイントの材料費だけが計上されていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③施工第3号内訳表 掘削について、施工数量が30,000m3以上となっておりますが、30,000m3未満ではないでしょうか。積算基準には、1工事の取扱い土量で判断となっており、1工事の取扱い土量とは、数量区分の規格別合計土量と表記されております。</p> <p>④施工第5号内訳表 掘削について、施工数量が50,000m3以上となっておりますが、10,000m3以上50,000m3未満ではないでしょうか。</p> <p>⑤施工第10号内訳表 積込(ルース)について、施工数量が50,000m3以上となっておりますが、50,000m3未満ではないでしょうか。</p> <p>⑥施工第21号内訳表 ポンプ運転0以上40(m3/h)未満、常時排水について、1日当たりの電力使用量が4.4×24hと記載されていますが、小数点以下一位の105.6kwhでよろしいでしょうか、それとも小数点以下一位を四捨五入した106kwhでしょうか。</p>	<p>①受注後協議対象とします。</p> <p>②材料費で積算しております。受注後協議対象とします。</p> <p>③施工第0-0003号内訳表の掘削について、施工数量30,000m3以上で積算しています。受注後、変更協議の対象とします。</p> <p>④施工第0-0005号内訳表の掘削について、施工数量50,000m3以上で積算しています。受注後、変更協議の対象とします。</p> <p>⑤施工第0-0010号内訳表の積込(ルース)について、施工数量 50,000m3以上で積算しています。受注後、変更協議の対象とします</p> <p>⑥電気料金(常時)欄の計算式の結果、小数点第1位まで算出しております。</p>